

# 混合経済と財政政策

森 武 夫

## 一、主要各国の経済財政

- (一) 英国の経済財政
  - (二) フランスの経済財政
  - (三) 西ドイツの経済財政
  - (四) アメリカの経済財政
- ## 二、混合経済と財政支出
- ## 三、混合経済と財政政策

## 一、主要各国の経済財政

### (一) 英国の経済財政

第一次労働党内閣の経済政策 第二次大戦直後一九四五年七月、政権の座についたアトリー労働党政府はその政策

大綱を発表、「計画投資による雇用の維持と国民経済の発展」を軸に、イングランド銀行、炭鉱など基幹産業の国有化、公益目的のための土地・資源の最高度利用、社会保障の拡張政策などを推進することになった。その内福祉国家政策の中心である社会保障制度の内容は、国民保健、家族手当、国民保険、労働災害保険、戦争年金、国民扶助、児童保護、住宅政策、都市計画、教育制度の改善等であった。

労働党政府の経済計画について一九四七年の経済白書は「それは国民全体に最も利益になるように国の資源を利用することである。それには一定の理論的な設計図に従うべきではなく、個々の市民にできるだけ選択の自由を留保するよう弾力性を持たせることが肝要である」とし、いわゆる社会主義的計画経済の方式によるものでないことを明らかにした。

労働党政府の租税政策について見ると、四六年から五一年まで数回にわたる税制の改正が行われて、直接税収入の比率を増大する一方、免税点の引下げ及び勤労所得税の軽減が行われている。全体としては高度の累進制度が採用されたが、英国では大戦中からその傾向が明かだったので、ここでも特に社会主義的色彩が強められた訳でもなかった。

**保守党政府の経済政策** 再度のポンド危機克服に失敗した労働党政権に代って、一九五一年十月登場したチャーチル保守党内閣は、経済政策の大筋としては労働党政府のそれを踏襲する形となった。政府は労働党政府によって実現された基幹産業の国有も「私有が一層能率的であり」または「私企業を圧迫する」との理由で鉄鋼業、長距離自動車運輸を私有に戻した外は、(鉄鋼業で依然国有化されているものもある。英国鉄鋼公社(BSC)の如きはこれである)これに触れることをしなかった。租税制度にしても、特別償却の許可や相続税の軽減など、極く一部の手直しを行う

に過ぎなかつた。

福祉政策の面では、保守内閣はほとんど全面的に労働内閣のそれを継承した。それどころではなく、チャーチル首相は福祉政策を重視し、「揺りかごから墓場まで」をキャッチフレーズにして、労働党のお株を取った観さえあつた。というのもチャーチル首相は、すでに戦時中その主宰した戦時連立内閣の名において、戦後に備える政策綱領としていわゆるベヴァリッジ報告に基づく福祉国家案を発表したという経歴の持主であつたからである。ベヴァリッジ報告というのは、当時の戦時連立内閣によって設けられたウィリアム・ベヴァリッジ卿を委員長とする委員会の二つの報告すなわち一九四二年の社会保険及び関連諸サービスについての報告、四四年の自由社会における完全雇用に関する報告である。両報告に盛られた内容は、戦後の社会的進歩に対応するため社会保障と完全雇用を二本の柱とする福祉国家の構想そのものであつて、戦後英国の福祉国家政策に骨格を与え、またその理論的指針となつたものである。先きに述べた戦後労働党政府の発表、実践した社会保障制度も実はこのベヴァリッジ計画を具体化したものに外ならなかつたのである。

**ストップ・ゴー政策** 保守党政府は相次ぐポンド危機を乗り切るためには、いわゆるストップ・ゴー政策を繰り返して急場を凌ぐほかなかつた。ストップ・ゴー政策というのは、ポンド危機の時には公定歩合を引上げ、高金利によつて、いったん海外に流出した短期資金を再びロンドンに還流させ、また引締政策によつて輸入の抑制と輸出の伸張を図り、こうして国際収支が改善し、ポンド不安が去ると再び金利を下げ、引締政策を解除するという遣方である。このような政策が何回も繰返された結果、産業界は長期的な見通しを立てることができず、投資意欲を失い、生産能



力の絶対的不足と産業設備の陳腐化を招き、他の先進工業国との技術革新競争において遅れを取る大きな原因となった。

**マクミラン政府の長期政策** 一九五七年に成立したマクミラン保守政府は、これまでの一時凌ぎのストップ・ゴー政策から脱却し、積極的な安定成長政策を講ずる必要を認め、(1)物価上昇、コスト圧力、低成長の原因を究め、効果的な物価・所得・生産性の調査を目的とする委員会(コーエン委員会)を設けた。(2)フランスにない、一定の経済計画を行うため諮問機関として国民経済発展会議を設立した。これは政府・労働者・使用者の代表を含む審議機関であり、その任務は長期的な経済計画案を作成することにあつた。この長期計画に基き、モードリング蔵相の指導による成長政策への転換が行われた。

**第二次労働党内閣の経済政策** 一九六四年十月保守政権に代つたウィルソン労働党政府の打ち出した経済政策は、国際収支面に対する短期対策と、経済成長を促進するための長期対策の二本建であつた。すなわち輸入課徴金の新設、強力な輸出促進処置などにより国際収支にテコ入れし、ポンド不安を未然に防ぐ。一方国内産業の投資を促進し、近代化と合理化を進め経済の体質改善を図る。これと同時に物価所得政策を強化し、物価を安定させ、コストの上昇を防ぐ。こうすれば英国商品の国際競争力は強化され、過熱することなしに英国経済を安定成長路線に乗せ得ると考えられた。こうして政府は六五年七月経済成長計画を進水させたのである。

**社会保障費の緊縮措置** このようなウィルソン政府の根本的対策への努力にかかわらず、六七年十一月にはポンドの一四・三%再切下げを迫られるという英経済史上空前のピンチに追い込まれた。政府はこの非常時局乗り切りのた

めに、思い切った財政緊縮措置を取ったが、その一部として社会保障費の削減に手をつけなければならなかった。すなわち、(1)失業手当、疾病手当、退職年金など国民保険基金の各種給付は六九年秋までは引上げない。(2)無料の健康保険の処方料を有料に戻す(老人・児童・妊婦は無料)など、労働政府としては忍び難い厳しい線を打ち出した。

**英国と混合経済** 以上の戦後期間(労働党内閣→保守党内閣→第二次労働党内閣交互施政下)英国の経済体制は、もはや昔日の資本主義社会のものではないと共に、完全な社会主義のそれでもなく、両者の「混合経済」といって差支えないだろう。今や英国では、生産手段の公有化にはこれ以上手を触れず、社会・経済諸制度の改善を進めながら、よりよい社会——福祉国家に移行できるという国民的信念が定着し、事実、富の分配もおおむね公平に行われ、国民の中産階級化が急速に進められている。

## (二) フランスの経済財政

**経済復興とモネ・プラン** 第二次大戦終了直後のフランス経済は戦争のため極度な荒廃状態にあり、廃墟から立ち直るには、先ず生産設備の復興が必要であった。この復興計画を作成するために経済企画庁が設けられ、一九四六年末には四六―五〇年の五年間を対象とする設備近代化計画が立てられた。計画は初代経済企画庁長官ジャン・モネの名を取り、「モネ・プラン」とも呼ばれる。計画の重点は基幹産業(石炭・電力・鉄鋼・セメント・農業・運輸の六部門)の復興・近代化に置かれた。必要な投資は主として財政資金でまかなわれた。総固定資本形成に占める財政投融資(おもにマリーシャル・プランによる米国の援助に依存)の比重は六〇%を占めた。一方、民間企業の増資、長・中

期信用、工場新設などは計画に従い政府のコントロールの下におかれた。

**フランスの経済計画** 政府はモネ・プランの進行中、「協調経済」(エコノミ・コンセルテ)の理念のもとに経済計画の運営に著手し、一九四六年第一次計画(四七―五三年)を立てた。現在は第五次計画(六六―七〇年)が進行中である。第一次から第三次までの計画は「設備近代化計画」と呼ばれ、第四次からは「経済・社会発展計画」といわれている。この第四次計画から、フランスの経済計画は各国の注目を浴びるところとなり、英国やアメリカの経済政策の形成にも影響を与えた。

フランスの経済計画の策定機関の中心をなすものは「近代化委員会」であるが、きわめてユニークな存在として注目される。この委員会は計画作成のための非常設諮問機関で、「すいじよく垂直委員会」と「水平委員会」に分かれる。前者は産業部門別に分かれ(第四次計画では二十三部門)後者は労働力、研究開発、地域問題など五つの委員会に分かれる。各委員は企画庁の勧告に基づいて首相が任命する。この選択方式により、圧力団体の代弁者的な者は排除され、専門知識を持つ個人をできるだけ多く、計画の討議に参加させることになっている。各委員会の下には作業部会があり、第四次計画では近代化委員会に関係した民間人の数は三、〇〇〇人にも達した。かくも多数の人達の討議や対話を通じて計画がまとめられる点が、いわゆる「協調経済」につながっているのである。

フランスの経済計画は、(1)社会主義圏で実施されている中央管理の「命令的」な計画ではなく、(2)自由主義圏の一部で行われている経済の到達すべきゴールとその達成に必要な方向ないし政策を指示するに止まり、計画遂行のための政府のコントロールを含まない単なる計画とも異っている。フランスの計画は、「一九六二―六五年間の投資計



画の枠組と経済拡大ならびに社会進歩を導くための用具」という第四次計画の表題に見るように、単なる予想や自律的な発展を描くだけのものではなく、選ばれた目標へと経済を指導・コントロールしてゆくことも含んでいる。なおフランスでは国营企業のウェイトが高く（主要国营企業のシェアは自動車八二%、航空機五〇%、カリ一〇〇%、窒素肥料六一%、陸上運輸五八%、空輸九〇%、海運二五%、銀行預金五二%）政府がこの国营企業を掌握することにより、経済全体の運営に大きな影響を与えることができる。つまりフランスでは、国营企業は経済計画遂行上の有力な手段となっているのである。他方、フランスの経済計画作成上の特色の一つとして、政治的選択を導くために計画作成時点より見通し可能な将来の時点（時間の水平線）における経済社会の姿が描かれることがあげられよう。この水平線として、第四次計画では一九七五年という二〇年後が選ばれている。

**フランスの混合経済体制** 以上見てきたところにより、フランスは政府と民間との混合経済体制のもとにあることが認められよう。先きに挙げた「協調経済」という合言葉はこれを端的に表現している。「協調経済」という用語は、すでに第一次計画の際に、民間産業人が参加したということ、モネ企画庁長官がこれを用いているが、これがフランス経済の指導的理念として広まったのは、六〇年にフランソワ・ブロック・レネ預金供託公庫理事長が「協調経済」の論文を発表し、翌六一年マッセ企画庁長官がロンドンでの講演でこの言葉を使用してからのことといわれる。ブロック・レネに従って「協調経済」を定義するなら、「政府（または地方公共体）の代表者と民間企業の代表者が、それぞれの情報を交換し、各々の予測を比較し、また共同で政策を決し、あるいは政府に対する勧告を作成するために、両者が組織的に会合する体制」ということになる。

## (三) 西ドイツの経済財政

**社会的市場経済** 戦後西ドイツの経済社会体制の理念は「社会的市場経済」と呼ばれるものである。これはフライブルク大学のワルター・オイケン教授を中心とする学者グループが、ナチ政権の全体主義イデオロギーに反対して打ち建てた「新自由主義」ともいうべき思想に基くもので、エアハルト経済相の取り上げるところとなった。オイケンによると、中央統制型の経済は消費者選択の自由や政治的自由を損うし、さりとて自由放任型の市場経済も不完全競争の弊害に陥り市場機能を無力化するとされ、競争的な社会的市場経済こそが真の自由を達成、維持し得るといふ。従って国家の役割は競争的市場を確保するための施策を展開するところにあるとされる。その政策原理は金利政策、競争制限禁止政策及び一連の社会福祉政策等を通じて、競争が自由にそして公正に行われ、市場経済体制の形成及びこれを通じて福祉国家の完成に役立つことが期待される。

**福祉国家政策の発展** 政府は社会・福祉政策を重点的に取上げ、社会保障制度の完璧を期している。一九六八年度の連邦予算においても、歳出総額八〇七億マルクの内、社会保障関係費（住宅関係費共）は二三三億マルクと歳出中第一位を占め、総額の三〇％を占めている。国民所得に対する社会保障給付費の割合は二〇％で、フランスの一九・二％、英国の一三・八％に比べて最上位にある（日本厚生省調、一九六三年の数字―日本は五・六％）。

一方、生産が増加しても、その成果の配分が適切に行われなければ、社会的市場経済の「社会的」という意義が薄れてしまう。つまり富の一部が富裕階級に集中するのは社会的に健全とはいえないし、財産のないところには自由



もなく、責任感も生れない。そこで登場したのが「労働者財産形成政策」と呼ばれる新しい試みである。すでに一九五二年の住宅建設割増金法、五九年の貯蓄割増金法などにより、個人の財産造り政策が実施されてきたが、六一年には労働者財産形成促進法が制定された。この法律により労働者の給与（基礎控除後）のうち年額三一二マルク（六五年に四六八マルク）を限度に労働者は所得税と社会保険料が免除され、労働者家計における貯蓄の増加が図られた。また国有企業（フォルクス・ワーゲン、プロイセン鉱業等）の株式を大衆に割引価格で売渡すことも行われた。この株式を「国民株」と称している。この外、政府は住宅省を新設し、積極的な住宅政策を展開し、個人の持ち家建設を促進した。一九五〇―六四年の住宅建設費総額は一、八四〇億マルクでこの内財政資金は約三割の五〇〇億マルクに達している。

**西ドイツ経済政策の転換** 西ドイツでは、一九六〇年を境に賃金の伸びが生産の伸びをかなり上廻るようになり、物価も上昇傾向に移った。このようなコスト・インフレ的要因に加えて、財政インフレの傾向を強めた。というのは州・市町村などの「虚栄的」財政支出（議事堂、劇場などの公共建設費）が増大し、各種圧力団体の補助金要求がふえた。これら支出の財源調達のため競って地方債が発行された。中央政府も一九六五年総選挙を控えて「選挙への贈物」といわれる放慢財政に陥り、巨額の予算赤字を生じ国債発行をやむなくされ、財政インフレの色を濃くするに至った。このような経済財政の危機が契機となって、エアハルト首相は退陣、キリスト教民主同盟のキーシンガーを首班とし、ドイツ社会民主党を含む大連立内閣が誕生した。

新内閣のシラー経済相（カール・シラー博士・ハンブルク大学教授・社民党最高顧問）は、政府・中央銀行・労使

など各社会構成員が分別をもって協調し、経済の運営をコントロールしていく—管理された成長—とのビジョンを掲げ、社会的市場経済を前提としながらも、適宜政府（特に財政）が経済に介入していくという政策を主張、政府の同意を得た。これによって政府の経済運営に対する役割は高まり、従来の社会的市場経済の基本方針から大きく転換し、政府・民間の混合経済体制への道を開いたのであった。これはまたキリスト教民主同盟の自由主義とドイツ社会民主党の社会主義との混合体制とも見られよう。

新経済政策の実施に対しては、ドイツ基本法にうたわれている均衡財政主義、強度な地方分権の財政制度など多くの制度的障害が存在するので、ここにシラー経済相の発想にかかる「経済安定・成長促進法」が生れた（六七年六月）。同法は経済の成長安定のための経済財政政策を法的に可能ならしめる基礎を確立したもので、今後西ドイツの経済政策の基調となるもので、その内容は次の通りである。

(1) 財政の弾力的運用 連邦・各州の年間税収の三％を限度とする「景気調整準備金」を設定し、不足の場合は連邦政府は五〇億マルクを限度として臨時予算を組み資金を調達することができるようにする。

(2) 税制の弾力的運用 連邦政府は政令により経済の不均衡が認められる場合には、税額の上下一〇％の範囲内で所得税、法人税を増減することができる。

(3) 地方公共団体の起債制限 連邦政府は経済全体の均衡攪乱防止のために、地方公共団体の起債に制限を加えることができる。この制限の内容は連邦経済相、蔵相、州及び市町村の代表者から成る景気対策委員会の答申に基づいて決定される。

(4) 景気調整のための金融政策 経済不均衡の際、政府は中央銀行に市中貸出の天井設定の実施権を与える。政府は為替レートの変更について決定できる。

(5) 中期財政計画の策定 連邦財政は長期的視野のもとで運営されなければならないという観点から、毎年の予算運営の指針として五カ年計画が作成されることとなった。この計画は連邦蔵相が立案して、政府が決定し、議会に報告される。政府は毎年度初め経済報告を議会に提出、その年度の経済見通しを明かにする。

(6) ガイド・ラインの設定 マクロ的な経済不均衡が発生した際、政府は各社会構成員の協調のためのガイド・ライン（物価・所得の調整基準）を定めることができる。

#### (四) アメリカの経済財政

第二次大戦後のアメリカ経済は、一九四七―八年、五三―四年、五七―八年、六〇年の四回にわたり景気の停滞ないし後退に見舞われたものの、その後今日まで長期好況を続けてきている。この間五〇年代後半から成長率の低下、国際収支の悪化、ひいてはドル不安の増大、六〇年代後半からベトナム戦費の累増など経済の停滞ないし危機的状态を経験した。この間、アメリカの政権は、トルーマン民主党政府→アイゼンハワー共和党政府→ケネディ・ジョンソン民主党政府へと移転してきたが、民主・共和両党の経済理念ないし政策には、特に一九三〇年代以来かなり対蹠的なものがあり、それぞれのアメリカ経済の動向に対する影響もまた異なるところがあった。

一九四六年雇用法の意義 第二次大戦末期アメリカには戦後軍需の消滅や復員軍人の失業というデフレ不安が広が



っていた。そこでトルーマン大統領は議会に対し、一九四五年「完全雇用法」の立法を要請した。この法案は国民の一人一人に職を保証するのは政府の責任であることを定めたものであった。ところが同法案はあまりにも「革新的」なためと、インフレを懸念する保守派の反対に会ったため、翌四六年に「完全」の二字を削除し、「雇用法」と衣替えして成立の運びとなった。ともかく四六年雇用法においては、完全雇用ないし最大限の雇用を達成・維持し、国民経済の活動水準を高からしめることが、連邦政府の役割であるということを明確に規定された。この法律の内容としては、(1)大統領の直屬機関として経済諮問委員会を設けること、(2)大統領は毎年、年初に経済報告を議会に提出し、経済の現状分析と施策を明かにすることなどを定めた外に、具体的には見るべきものはないとはいえ、政府と経済との関係において、一九三〇年代ルーズベルトのニューディール期以来、民主党の考え方が明確化された点では、正に画期的のものであった。

ルーズベルト大統領は、第二次大戦末期四四年一月「経済的権利の宣言」を布告し、国民に対して戦時経済の完遂について協力を要求すると共に、「すべての国民は①有用かつ十分な報酬のある仕事につく権利②基本的な必要物を得るのに十分な報酬を受ける権利③適当な医療を受け、健康を保持し、それを享受する機会を持つ権利④老年・疾病・傷害・失業による経済的不安に対して保護を受ける権利⑤十分な教育を受ける権利等が保障される」ことを公約した。この経済的権利の宣言は、単なる機会の均等から、政府による経済保障の供与へという、ニューディール期に始まった福祉国家思想に対応しそれを再確認するものであった。このルーズベルトの理念が一九四六年雇用法によって継承されたと見てよいであろう。

**アイク共和党政府の政策** 一九五二年の大統領選挙で、朝鮮戦争終結を公約として当選したアイゼンハワーの共和党政府の経済政策の原理は、民主党のニューディール精神とは反対の立場にあり、政府は経済不介入を方針とするものであった。アイゼンハワー大統領直属の経済諮問委員会委員長としてはパーンズ博士が迎え入れられたが、彼は経済政策に関しては、反ケインズ主義の立場を取っており、財政の面では予算は均衡しているべきであり、かつその規模は小さい方が望ましく、金融政策はインフレーションの予防を主たる目標として行うべきであるとする。

アイク政府はその発足と同時に、五三―四年の景気後退に直面したが、積極的な景気刺激政策を取ろうとせず、ひたすら減税によって、民間の需要を喚起するという間接的政策を目指した。このような正統派的財政金融政策への固執の結果、アメリカ経済は慢性的に不振の状態に追込まれ、成長率低下の傾向を続けた。たまたま五七―八年の景気後退は、景気の落ち込みが深く、加うるに国際収支の逆潮化に伴い、アメリカはいわゆるドル危機の時代に突入したのである。

**ケネディ・ジョンソン民主党政府の経済政策** アイゼンハワー政権末期時代には西欧先進諸国の経済が急速に成長したこと、さらにフルンチョフから経済発展競争を挑まれたことはアメリカ経済の国際的地位の相対的低下の感を深めるものがあり、アメリカ国民の間に一種の焦燥感が広く行渡った。このような時機に民主党のケネディが一九六〇年の大統領選挙に勝ちを制し、政権の座に登場したのであった。ケネディは、当時の国民の危機感に答えるためニュー・フロンティア精神の旗印しを掲げ、アメリカ経済を立ち直させるための高度成長政策を打出したのである。

ケネディ政府の経済政策はいわゆるニュー・エコノミックス（新経済学派）の路線（ケインズの有効需要創造の経

済理論を成長理論に適用し、積極的な経済成長政策を用い、完全雇用経済ないし福祉国家経済の達成を図ろうとするもの)に沿うものであった。ケネディ大統領は経済諮問委員会のメンバーにニュー・エコノミックス派のヘラー、トービン両教授などの財政経済学者を起用し、政策の検討立案に当らせた。

**ニュー・エコノミックスの経済政策** ニュー・エコノミックスの経済政策は、次の四つの主要政策を総合したものであるということができよう。これら政策はケネディの跡を継いだジョンソン大統領によって、さらに内容が拡大され力強く推進された。

一、減税と赤字財政二本建ての財政面からの成長政策。

二、イージー・マネー・ポリシーの金融政策。

三、ガイド・ポスト政策と呼ばれる物価・所得安定政策。

四、「偉大な社会」建設を目標とする福祉政策。

最後の「偉大な社会」(グレート・ソサエティ)建設計画は、ジョンソン大統領が打出したものである。ジョンソンは、ケネディの跡を継いで大統領に就任した当時、先ず「貧乏追放」計画に着手したが、六四年末の選挙に勝ちを制し、六五年初晴れて大統領に就任した際、この「偉大な社会」建設計画を打出したのであった。このスローガンのもとにジョンソンは、教育・保健・衛生・都市開発等への連邦政府の支出を強化し、アメリカ社会の底辺にある人々の生活を引上げて、いわゆる「豊かな社会」の恩恵を全国民に及ぼすという目標の達成に努めたのである。当時アメリカ経済はベトナム戦費を含む国防費の膨張と国民生活向上の要求——大砲かバターか——のバランスの問題に直面



した。相次いで起つた黒人騒動にかんがみて、特に黒人の生活改善が焦眉の急務とされた。

**アメリカと混合経済** この「偉大な社会」の建設はニューディール以来、民主党の経済政策の主要な一環として進められた国民の経済的福祉に対する保障を政府が与えるという方針——福祉国家政策——をアメリカ社会に定着させようとするものであり、その実行のためには、国家の経済的役割が一層加重された。こうしてアメリカ経済は、サミュエルソンの見るように、「公共的制度と民間的制度が経済的コントロールを行う『混合経済』（ミックスト・エコノミー）である」とみなすべきであろう。言い換えれば、アメリカ経済はすでに伝統的な自由主義ないし資本主義のものではなく、新しい政府・民間混合経済の体制——自由資本主義から統制資本主義へ——に変貌の過程にあるものといえよう。

## 二、混合経済と財政支出

**各国経済の混合経済化** 以上見てきたように、現代における主要各国の経済は一般に混合経済化の方向に進んでいるものといえる。もとより混合化の理念や内容はそれぞれ異なっている。英国の社会は今や純粋な資本主義社会ではなくなっていると共に、社会主義社会でもなく、両主義が混合して福祉社会形成の段階にあるともいえよう。

フランスでは経済計画という集成的方法による政府・民間の協調経済という名の混合経済体制が定着していると見てよいだろう。西ドイツにおいては、これまでの政府コントロールの度合が表面的に比較的弱かった社会的市場経済

からの脱皮が行われ、経済の安定成長のためには、政府が積極的に介入する動きが見られる。アメリカにおいては、すでに一九三〇年代のニューディール時代以来、国家の経済への介入は、第二次大戦中の戦時統制経済の経験を経て一層その度を深め今日に及んでおり、政府・民間経済の混合体制が正に板についた観がある。

サミュエルソンは混合経済は二十世紀工業国家に見出される経済の特殊な現象であるとしているが、混合経済体制そのものは現段階における資本主義国家の主要な特徴となっているといつてよいだろう。

**国家経費膨脹の法則** 自由競争の時代では、国家の経済活動はなるべく局限した方がよく、財政規模も小さくて、「安上りの政府」<sup>チープ・ガバメント</sup>が望ましいとされてきたが、混合経済体制のもとでは国家の経済活動が拡大される結果、国家経費は膨脹をよぎなくされ、ここに「金のかかる政府」<sup>コストリ・ガバメント</sup>ないしビッグ・ガバメントが出現する。

ドイツのアドルフ・ワグナーは、つとに一八八三年の著書（経済学原理）で、一九世紀当時の先進諸国における国家活動とそれに伴う財政の状況を比較考察することにより、「経費膨脹の法則」(Gesetz des wachsenden öffentlichen Finanzbedarfs) を打出した。ワグナーは諸国では国家活動（公共団体を含む）の規則的拡大が起っていると、この活動の拡大は外延的ないし内包的な方向で現われる。すなわち、国家や地方自治体はますます多様な諸機能を営み、また古くて新しい機能を豊かに、より十分に遂行するようになる。こうして国民の経済的需要特にその共同需要は国家や自治体によって、よりよく充足されるようになるだろうとしている。ワグナーはこの傾向を国家活動経費膨脹の法則と名づけた。

経費膨脹の内容としてワグナーは、中央政府については予防主義に則った不断の国防費の増加をあげ、地方レベル

では教育文化費や社会政策費の増加をあげている。ワグナーは後者の、今日でいう社会資本や社会保障費の支出を重視していることはいまでもない。ワグナーは社会政策的な予防原理からこの法則の必然性（むしろ必要性）を説いているのであるが、現代ではこの法則を支えているものが、現代の混合経済体制そのものであるといえよう。アメリカの財政学者エクスタインは、ワグナーはこの法則を、社会的進歩のための圧力と、民間経済と公共経済の相関関係における変化における結果に基礎づけたものであるとし、この法則の歴史的価値を高く評価している。現代では、ワグナーのあげた社会関係経費の外、経済の安定成長を図るための経済計画的な国家の経済活動に必要な長短期の経費が加わり、経費膨脹の法則の意義を一層高めている。

### 三、混合経済と財政政策

**現代財政政策の理論** 福祉国家の完成を目指す現代国家——混合経済体制下の——財政政策の理論はいずれに求むべきであろうか。ここにケインズ派の財政論が専ら財政の景気安定政策としての機能に関心を集中してきたのに対して、財政政策の目標として資源配分、所得分配及び経済の安定的成長という三つの柱を建て、これらの諸目標の達成に最適な予算政策の在り方を探究しようとする新しい試みが行われている。英国の財政学者ウルスラ・ヒックスやアメリカのマスグレーヴの業績がその最も代表的な例である。そこにはケインズ理論のマクロ経済学的な分析の成果が受入れられていると同時に、ケインズ以前の経済学や財政学、殊にピグー以後の厚生経済学の内容が取入れられてい



る。このような財政論ないし政策論こそ現代の混合経済体制下の財政政策の指針として採用すべきものであらう。

**わが国財政政策の基調**　ここで、わが国における財政政策の方向に目を転ずることにしよう。それは大蔵省編日本の財政（昭和四十三年度版）のなかで「財政政策」の題目のもとに記述されたものである。この財政政策は、上述のヒックスやマスグレーヴの現代財政の政策理論に基づいたもののものである。

(1) 財政の規模　財政はその時の財政経済の環境の中で適正規模のものでなければならぬ。人口の増加、経済の成長に伴い財政支出の当然増がある外、社会の進歩に伴って国家の役割りが増大し、財政の領域が拡大していく関係上、財政規模は逐年増加していく傾向がある（ワグナーの経費膨脹の法則）。これがため財政を硬直的にし、経済情勢に応じて弾力的な財政政策の運用を妨げる恐れがある。従って財政規模を決定するには、支出の内容と効率について十分な検討が必要である。

(2) 資源配分の調整　政府は市場価格を通じて決定される資源の配分だけによっては、最適資源配分の状態が得られない部分、すなわち、国民の社会的欲求（行政・司法・警察・国防・公共事業等）と、個人の価値欲求（教育・住宅・健康保険など個人的消費を市場機構の働きに委ねるよりも公共的サービスに依存する方が社会的に望ましいとされるもの）（両者を併せて公的欲求という）を充足していかねばならないが、そのため資源を公共部門と民間部門の間、あるいは民間部門の各産業の間に適切に配分することが、財政政策の重要な役割りの一つである。

(3) 所得分配の是正　資本主義の経済体制は、個々人の能力や環境の相違から、国民各層の間に所得分配の不平等をもたらし易い。そこで政府は国民の所得分配に介入することにより、これら不平等を是正することを要請される。

ここで適正な分配状態に近づけることも財政政策の目標の一つとなる。財政を通ずる所得分配は財政の収入・支出の両面で行われる。①収入面では租税を国民各層に如何に負担させるかを決定することにより、各層の所得分布に介入し、再分配の働きを果すことができる。現在所得税・住民税・相続税等については累進税率が適用されており、所得配分効果の最も大きい税目となっている。②財政支出には国民総生産の面で総需要を構成している財政消費と財政投資の外、政府が現金で国民の一部に交付する生活保護費その他社会保障費的給付などの振替支出や、各種の補助金があり、これらを通じて所得再分配が行われる。生活保護費など低所得者に交付されるものは、財政支出の内でも所得再分配効果の顕著な支出といえる。また財政消費の中でも、社会福祉関係や教育関係の支出には所得再分配の働きを持っているものが多い。

(4) 経済の安定化 財政政策の第三の目標は、完全雇用を維持し、物価水準を安定させ国際収支を均衡させること、すなわち経済を安定した状態に保っていくことである。それには、景気変動の波を緩和するため、利子率の変更や資金量の調整を行う金融政策と並んで、増減税や支出の加減などにより有効需要をコントロールする財政政策（補整的<sup>フィスカル</sup>財政政策）が景気調整手段として重用される。もともと今日の税制は累進構造を持つ所得税や景気変動に対して敏感に反応する法人税の比重が高くなっており、好況時には税収が自然に増加する反面、不況時には税収が自然に減る仕組みになっている。これを税収の自動安定装置（ビルトイン・スタビライザー）という。この自動安定装置に加えて、好・不況に応じて税制改正により増・減税を行えば、一層効果的な民間需要のコントロールが期待できる。一方財政の支出面を通ずるものとしては、生活保護費や失業保険の給付などの振替支出がある。好・不況に応じて振替支出が



増減することにより、自動的に家計の消費需要―有効需要―を増減させ、景気を調整する作用が行われるのである。

(5) 経済成長の促進 国民経済が最適成長を達成するためには、国民経済の総需要と供給力とが均衡を保ちながら安定的に拡大していくことが不可欠の要件である。経済全体の供給力を適度の速度で高めていくためには、国民総生産の内適正な割合を民間の設備投資や財政投資に振分け、これらの投資が各産業部門や公共部門の間に均衡の取れた形で配分されるようにすることが必要である。民間投資を刺激するためには企業課税や償却に手心を加えるなど税制上の措置が必要となる場合もある。

**企業の体質改善と企業減税** 以下、混合経済体制下の財政政策について述べる。現代企業は益々厳しさの加わる国際環境において、輸出の伸張に、国際競争力の強化に努力することを要請されている。政府は財政面からも企業減税の措置によってこれら企業を助成していかねばならない。それがためには企業体質の改善、技術開発の強化、公害防除施設のためにする投資については投資控除や特別減価償却といった減税措置を行うべきであろう。

**社会資本の形成強化** 社会資本とは国民生活や生産活動を営む上に欠くことのできない基礎的な施設と、広く利用される公共の施設を行うための資本をいう。社会資本は①「経済的」社会資本あるいは社会的間接資本（道路、港湾、治山治水等の産業基盤施設）②「社会的」社会資本（衛生、教育等の施設、都市計画、上下水道、住宅等の生活環境施設）に分れる。経済発展のためには、社会資本と民間資本の間のバランスが取れていなければならない。

**都市財政の問題** 現代、資本・人口の都市集中化の傾向の中で、都市財政の重要度は益々増大するにかかわらず、都市財政そのものは甚だ困難な状態におかれている。アメリカの財政学者エクスタインはいう。今日財政上最も困難



な問題の若干は都市地域においてみられる。都市地域における中核都市は自然的・社会的・経済的環境の悪化に伴い財政的困難に陥っている。産業や中・高所得層が市内から外に出ていくため、都市の税源は次第に涸渇していく。衛星都市は急激な人口増加により厳しい財政問題に直面している。これら小都市は増設を要する学校、上下水道、道路など公共施設実施のために必要の財源を持ち合せていない。交通・上下水道等の事業は規模経営の利益を受けるので広域行政ないし広域経済圏の設定で経済的効果をあげることが可能だが、教育事業の如きはこれに適合できない。連邦政府はこれら都市地域の財政に対し補助を強化するとともに、都市改造、道路の整備、貧乏対策などの面で直接積極的な施策を要請されている。

**予算制度の改革** 現代の財政構造や機能の変化を示す特徴は、①国家機能の多面化による経費構造の複雑化と財政支出規模の拡大（ワグナーの経費膨脹の法則）がみられること ②政府企業の拡大がみられること。特に間接的国家行政が拡大し、行政の事業化傾向が強まっている ③財政の国民経済的地位が増大し、それに基づいて財政的諸手段による景気調整（補整的財政政策）や経済計画の実施がみられること ④財政構造が複雑化したことにより、財務技術が高度化・専門化してきたこと（会計・経営学発展の影響によるところが多い）。

このような財政の構造や変化に対して、これまでの予算制度は十分に照応していなかった。これがため一九三〇年代以来、先進諸国において予算制度に対するさまざまな改革の議論や試みがみられている。わが国においても一九六四年発表された臨時行政調査会の「予算・会計の改革に関する意見」が提案された。これらに代表される現代の予算改革論は①予算統制における事業責任の明確化 ②予算統制の範囲の拡大 ③予算構造の複雑化の防止 ④執行過程

に対する統制の強化などに問題を集約することができるといわれる。なおアメリカにおいてはいわゆる国民経済予算と国家予算との総合的調整が試みられていることが注目される。

**公債政策の問題**　すでにふれたように現代資本主義国家では、一般に財政による経済安定政策——景気調整策の必要性が認識され、その結果公債は景気調整のための重要な手段となっている。すなわち公債収入を重要な財源とする財政支出によって、国民総生産の総需要を拡大、もって景気にテコ入れをする。そうして景気回復・上昇のあかつき租税収入の増加によって公債を償還して埋合せをする。こうして今や公債政策は景気政策と一体化している。

このような公債政策の典型はアメリカに見られる。もともとアメリカの財政も均衡第一主義であったが、一九三〇年代フランクリン・ルーズベルト大統領のニューディール政策のもとに、不況克服のための赤字財政公債政策が推進された。戦後一九六〇年代にケネディ大統領は、経済拡大のためには減税が必要で、その結果生じた当面の財政赤字を公債で穴埋めしても、それは「未来に対する投資」だとして赤字財政（公債）を真正面から是認した。このいわゆる積極財政主義は「偉大な社会」を目指すジョンソン大統領にも引継がれアメリカは近年定例的に四、五十億ドルの公債を発行している。問題は「公債はインフレを呼ぶ」という既成概念をどうして克服するかという問題を含めて公債発行の「歯止め」の方法にあるといえよう。

#### 参考文献

シユメルダース著 財政政策（山口忠夫訳）  
大蔵省編 図説日本の財政（昭和四三年）

高橋 誠・柴田徳衛編 財政学  
東洋経済編 世界経済読本

嬉野満洲雄著 現代ヨーロッパ  
宍戸寿雄著 アメリカの繁栄  
嘉治元郎著 現代のアメリカ  
U. K. Hicks, Public Finance. 1959.  
R. A. Musgrave, The Theory of Public Finance. 1967.

---

P. A. Samuelson, Economics. 1967.  
Otto Eckstein, Public Finance. 1959.  
C. A. R. Crosland, The Future of Socialism. 1956.  
J. R. Hicks, The Social Framework. 1960.



